

(11) コミュニティ振興
ア 各種行事の開催等による参加意識の醸成

項 目	広 島 市	湯 来 町
a まつりの開催		
(a) 内容	区民まつり ・地域団体、グループの交流・発表の場 ・中区を除く7区で開催	湯来町ふるさとまつり ・毎年11月開催 ・ステージ、各種コーナー設置 ・地域団体、グループの発表の場
b 文化祭の開催		
(a) 内容	区民参加文化事業 区民の文化活動の発表の場 【区民作品展】 絵画、書、陶芸などを区民から募集し、各区毎に区民文化センターで展示会を開催 【区民芸能祭】 コーラス、吹奏楽や邦楽、洋舞などの芸能祭を各区毎に区民文化センターで開催 高齢者作品展 高齢者の絵画、書、陶芸などの発表の場 11年度から全市一本化 公民館まつり 各公民館で活動している団体・グループの発表の場 各公民館で開催	公民館まつり 各公民館で活動している団体・グループの発表の場 各公民館で開催 水内ふるさとまつり 農村環境改善センターで開催
c スポーツ大会等の開催		
(a) 内容	広島市スポーツ・レクリエーションフェスティバル 区対抗競技(ソフトボール、バレーボール、ゲートボール)のほか、ウォークラリーなど市民が気軽に楽しめる競技を実施 区民スポーツ大会 各小学校校区の代表による区民参加型の競技大会を実施 (ソフトボール、バレーボール等) 小学生スポーツ交歓大会 その他学区対抗バレーボール大会などの開催	ニュースポーツフェスタ 町内リレーマラソン大会(共催) 湯来駅伝(共催) 湯来町体育協会による各種スポーツ大会の開催

イ 指導者の養成・確保

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 研修会の開催		
(a) 内容	青少年活動、女性活動、スポーツ活動等各種リーダー養成を青少年センター、公民館等の各種施設で実施	なし
b 地域活動指導者保険の制度化		
(a) 内容	地域活動指導者等損害賠償責任保険 町内会、自治会、社会福祉協議会、子ども会等の各種地域団体が、清掃・美化、文化スポーツ等、公益的事業を行う際に、指導者等が過失により参加者等の身体又は財物に損害を与えた場合の損害賠償責任保険制度を整備。 保険料は市が負担	なし

項 目	広 島 市	湯 来 町
(b) 保険金額	損害賠償金のうち1万円を超える部分について ・対人 = 最高3,000万円 (1事故1億円以内) ・対物 = 最高200万円	
(c) 対象者	地域団体の行事等の実施責任者、監督者など	
c 意識啓発・情報提供		
(a) 内容	コミュニティリーダーハンドブックの配布 各種団体のリーダーに配布	なし

ウ コミュニティ活動に対する支援

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 町内会・自治会への助成		
(a) 自治会連合会事業補助	なし	・町内会連合会の会議 研修に要する経費 ・補助金額: 285,000円
b 区コミュニティ交流協議会への助成		
(a) 内容	各地域団体構成による連絡調整組織	なし
(b) 設置単位	区単位	
(c) 団体数	8	
(d) 補助額	補助率: 1/2 補助限度額: 36万円	
c 地域活動振興補助		
(a) 対象	小学校区、中学校区、行政区を単位に、各種団体が共同して運動会レクリエーション等の地域活動を行う場合	なし
(b) 補助額	小学校区 2万円 中学校区(小学校区と同一区域) 2万円 中学校区(その他) 4.5万円 行政区 7万円	
d 社会福祉協議会への助成		
(a) 設置単位	概ね小学校区単位	町
(b) 団体数	131	1
(c) 補助額	広島市社会福祉協議会へ予算の範囲内で事業補助	11,597千円
e 民生委員・児童委員協議会への助成		
(a) 設置単位	概ね小学校区単位	町
(b) 団体数	92	1
(c) 補助額	広島市民生委員児童委員協議会へ予算の範囲内で事業補助	1,700千円
f 公衆衛生推進協議会への助成		
(a) 設置単位	原則として小学校区単位	町
(b) 団体数	134	1
(c) 補助額	広島市公衆衛生推進協議会へ予算の範囲内で事業助成	240千円
g 防犯組合への助成		
(a) 設置単位	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織	なし
(b) 団体数	連合組織 7	
(c) 補助額	連合会に対し、予算の範囲内で事業助成。また、広島市は、暴力追放団体にも補助している。	

項 目	広 島 市	湯 来 町
h その他の団体への助成		
(a) 内容	上記団体の他、広島市では次のような団体の活動に助成している。 【青少年健全育成関係】 ・青少年健全育成連絡協議会 ・母親クラブ 以上「P. 69 (2)福祉 キ青少年健全育成」参照 ・子ども会 「P. 141 (8)教育 イ社会教育」参照 【高齢者関係】 ・老人クラブ 「P. 61 (2)福祉 エ高齢者福祉」参照 【スポーツ団体】 ・学区体育団体 「P. 153 (12)文化・スポーツ振興等 ア文化・スポーツの推進」参照	上記団体の他、湯来町では次のような団体の活動に助成している。 【青少年健全育成関係】 ・青少年健全育成湯来町民会議(再掲) 【高齢者関係】 ・老人クラブ(再掲) ・高齢者能力活用協会 【スポーツ関係】 ・湯来町体育協会(再掲) 【その他】 ・町女性会連合会 ・町食生活改善推進協議会 ・町原爆被爆者の会

エ 市民活動の総合支援の推進

項 目	広 島 市	湯 来 町
a まちづくり市民交流プラザの運営		
(a) 内容	生涯学習と市民活動を一体的・総合的に支援し、市民の交流とまちづくりへの参画の推進を目的として設置	なし
(b) 規模	延床面積:5,845㎡	
(c) 機能・事業	情報提供・相談機能(市民活動支援総合情報システムの運営、人材バンクの運営など) プログラム開発・提供機能(大学との共同企画講座、市民企画講座など) 活動支援機能(まちづくり活動支援基金、成果発表事業、場の提供など) 人材育成機能(指導者・コーディネーターの育成など) ネットワーク機能(企業等の社会貢献活動推進、生涯学習・市民活動の支援施設・機関との連携推進など)	
b 社会福祉協議会ボランティアセンター		
(a) 内容	広島市社会福祉協議会及び各区の社会福祉協議会で事業を実施	湯来町社会福祉協議会で実施
c 人材バンク		
(a) 内容	まちづくり市民交流プラザで運営 ・市民活動団体等の要請に応じて紹介、斡旋を行う。	なし
d 市民活動団体への拠点提供		
(a) 内容	・市民活動団体に事務スペースを半額で提供。 ・NPOの法人に貸し出し、共同事務所を設置。 ・共同事務所入居団体は、8団体	なし
(b) 規模	200㎡	

項 目	広島市	湯来町
e 市民活動保険制度		
(a) 内容	継続的、計画的、公益性のある市民活動の事故に対する保険制度(市が保険料を負担) (傷害) 死亡700万円、後遺障害21～700万円、入院3,000円/日、通院2,000円/日 (賠償) 対人1億円/人、2億円/事故、対物1億円/事故、保管物300万円/事故	なし

オ コミュニティ施設(会議・集会施設)の整備

項 目	広島市	湯来町
a 町・市設置施設		
(a) 区民文化センター	8館	なし
(b) 公民館	68館	2館
(c) 集会所		
・ 設置数	275館	23館
・ 設置基準	概ね小学校区に1館(佐伯区を除く。)	
・ 規模等	学区集会所 基準200㎡ (管理人室を設置する場合37㎡、倉庫を設置する場合30㎡をプラス) 補完集会所 学区内で別の集会所を設置する場合 基準100～150㎡ (倉庫を設置する場合20㎡プラス)	
・ 管理運営方法	地域の集会所管理運営委員会(経費負担) ・ 地域...光熱水費、修繕費等 ・ 市.....消防設備等法定点検費、建物本体修繕費等	町内会に委託
(d) 福祉センター		(湯来町総合福祉センター)
・ 設置数	12館	1館
・ 規模等	1館当たり延床面積 約1,122㎡	鉄筋コンクリート造平屋建 延3,390㎡
・ 施設内容	ホール、集会室、娯楽室、会議室、講習室(施設により、料理教室、浴室)	福祉センター、日帰り介護(デイサービス)センター、在宅介護支援センター、健康管理センター及び多目的ホール
(e) 老人集会所		
・ 設置数	30館	7館
・ 施設内容	集会室等	集会室、風呂等
(f) 老人いこいの家		
・ 設置数	17館	なし
(g) 老人福祉センター		
・ 設置数	3館	なし

項 目		広島市	湯来町
	・ 規模	中央老人福祉センター 3,817m ² 東雲老人福祉センター 495m ² 南観音老人福祉センター 423m ²	
	・ 施設内容	中央老人福祉センター 大集会室、集会室、談話室、休養娯楽室、浴室等 東雲老人福祉センター 集会室、教養娯楽室、トレーニング室、相談室等 南観音老人福祉センター 大集会室、集会室、教養娯楽室、トレーニング室、相談室等	
	(h) 地域福祉センタ -		
	・ 設置数	5館(東区、南区、西区、安佐北区、安芸区)	
	・ 規模	1館当たり延床面積(平均) 2,130m ²	なし
	・ 施設内容	会議室、ボランティア研修室等	
	(i) コミュニティ広場		
	・ 設置数	なし	
b 町内会・自治会集会所等整備補助	・ 規模		1施設(上多田地区) 2,048m ²
	(a) 集会施設整備補助		
	・ 対象	集会所の新築・購入に要する経費(事務費は除く。)及び初年度備品購入に要する経費	なし
	・ 補助額	補助率:2/3(佐伯区の一部の地区3/4) 最高限度額: 新築工事費 535万円 初度備品購入 65万円 (ただし、初度備品を購入しない場合は工事費600万円(佐伯区の一部は870万円))	
	(b) 集会施設改修事業補助		
	・ 対象	集会所の増築・改修に関する経費(事務費は除く。)	コミュニティ活動の場として整備する地域集会所及び、コミュニティ広場等を整備する経費
	・ 補助額	補助率:2/3 最高限度額:360万円 (増築については3m ² 未満、改修については補助対象経費20万円未満は対象外)	補助対象経費の1/2で100万円を限度
	(c) 屋外掲示板設置補助		
	・ 対象	コミュニケーションの増進を図るため、町内会・自治会が屋外掲示板を設置する場合	なし
	・ 補助額	補助率:1/2 脚付型 1基当たり 1.5万円上限 壁掛型 1基当たり 1万円上限	